



# 東京都北区 文化芸術 ビジョン 2020

令和2年  
(2020年)  
7月  
Kita City, Tokyo  
東京都北区

July 2020 (R2)

## 「文化の香り高いまち北区」 を目指して



文化芸術は、人々に夢や感動、生きがいをもたらし、人生を豊かに彩ってくれます。

北区では、平成16(2004)年6月に区の文化芸術振興施策の基本となる「北区文化芸術振興ビジョン」を策定し、将来像である「一人ひとりがいきいきと活動する文化の香り高いまち」の実現を目指し、多彩な事業を推進してまいりました。

策定後16年の間に、文化芸術を取り巻く環境は大きく変化しました。

国は、文化芸術振興を政策の根幹に据え、「文化芸術立国」の実現を目指すとして「文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次基本方針)(平成23(2011)年)」を閣議決定し、平成29(2017)年には文化領域だけでなく他分野との連携拡大を謳った「文化芸術基本法」を成立させ、文化芸術に関する施策を総合的に推進しています。

北区においても、平成27(2015)年に旧豊島北中学校の校舎を活用した文化芸術活動拠点ココキタの開設や田端文士村記念館のリニューアル、また、区の文化芸術施策・事業を推進する上で中心的な役割を担っている公益財団法人北区文化振興財団が平成30(2018)年4月に設立30周年を迎えるなど、様々な出来事がありました。

今回の改定は、この間の社会情勢の変化に対応し、区の文化芸術活動の一層の振興を図ることを目的に行ったものです。

区内には、長い年月をかけて育まれてきた特色ある伝統文化や、多くの文化遺産があります。また、文化団体や若手アーティストたちによる文化芸術活動が活発に行われています。

だれもが文化芸術に触れ、いきいきと活動し、喜びを感じる社会の実現に向けて、区民の皆さまはもとより、文化・芸術の担い手の方々と協働・連携し、本ビジョンを推進してまいりますので、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本ビジョンの策定にあたり、ご尽力をいただきました東京都北区文化芸術ビジョン検討委員会委員の皆さまをはじめ、貴重なご意見、ご提案をいただきました区民の皆さまに心よりお礼を申し上げます。

令和2(2020)年7月

北区長 花川 與惣太

Chapter

# 1

第1章

## 策定にあたって

1 策定の趣旨	1
2 本ビジョンの位置づけ	2
3 本ビジョンの期間	3
4 文化芸術の範囲	3

Chapter

# 2

第2章

## 文化施策の経過及び国・都の動向

1 北区の文化行政の主な経過	4
2 振興ビジョンに基づくこれまでの取組み	6
(1) つくる	6
(2) そだてる	7
(3) ひろげる	8
(4) ささえる	9
3 国や東京都における最近の動向	10
(1) 国の動向	10
① 基本法の特徴	
② 国の基本計画	
③ 障害者文化芸術推進法の基本理念等	
④ 障害者文化芸術活動推進基本計画(施策の方向性)	
(2) 東京都の動向	14

## 北区の現状と課題

1 文化芸術に関する区民の意識 .....	15
(1) 北区民意識意向調査 .....	15
(2) 文化芸術に関わる区民・関係者の声 .....	16
(3) 北区外国人人口(登録者数)の推移 .....	17
2 北区の現状から見た今後の課題 .....	18
(1) 文化芸術活動の裾野の拡大 .....	18
(2) 文化資源の掘り起こしと情報発信 .....	19
(3) 地域で活動する多様な主体の連携・交流 .....	21

## 基本的な考え方

1 基本理念と将来像 .....	22
(1) 基本理念 .....	22
(2) 将来像 .....	22
2 基本目標 .....	23
(1) すべての区民が文化芸術に触れ、いきがいを感じて活動する ..	23
(2) 歴史的な文化の継承とともに、新たな文化を創造する .....	23
(3) 区内外に北区らしい文化芸術を発信し、 地域ブランド力を向上させる .....	23
3 具体化への視点 .....	23
(1) 区民主体の文化芸術活動への支援 .....	23
(2) 質の高い文化芸術の提供と発信 .....	24
(3) 多様性社会にふさわしい文化芸術の推進 .....	24
(4) 文化芸術の枠組みを超えた連携の推進 .....	24

# 具体化の方向

I	イメージ図及び体系図	25
II	具体化の方向	27
1	つくる 個性的な文化の創造を促進する	27
	(1) 北区らしい個性的な文化芸術の創造	27
	①オリジナリティあふれる創造活動の推進	
	②特色ある地域文化の掘り起こし	
	(2) 歴史的文化の継承と活用	30
	①伝統文化の継承	
	②文化遺産の保存・活用	
	(3) 文化芸術創造のための環境づくり	33
	①区立施設の有効活用と機能向上	
	②文化団体の活動支援	
2	そだつ すべての区民が主役になれる仕組みづくり	35
	(1) 子どもたちが文化芸術に親しむ機会の拡充	35
	①子どもの鑑賞及び体験事業の実施	
	②子どもたちの発表・学習機会の充実	
	(2) だれもが参加・鑑賞できる機会の充実	38
	①幅広い世代の参加促進	
	②シニア世代のいきがづくり	
	③障害のある人や外国人への配慮	
	(3) 文化芸術を支える仕組みづくりと人材の育成	41
	①若手アーティスト等への育成支援	
	②文化芸術活動を応援する仕組みづくり	

3 ひろがる	文化の発信及び機会の充実	43
(1)	文化芸術に触れるきっかけづくり	43
(2)	シティプロモーションの推進	44
	①まちの景観及び観光資源の活用	
	②広く区内外に魅力を伝える情報発信	
(3)	高い専門性や資質を持つ人材への支援	47
	①全国レベルで活躍する人材の活用	
	②コーディネートする人材の発掘	
4 つながる	多くの人とともに文化に関わる	49
(1)	地域のにぎわいづくり	49
	①人と人をつなぐ地域コミュニティの形成	
	②区民に親しまれる場の充実	
(2)	協働や連携等で発展する文化芸術活動	50
	①多様な主体との協働・連携	
	②文化芸術を通じた様々な交流	

Chapter

6

第6章

本ビジョンの推進にあたって

1	本ビジョンの普及啓発	52
2	北区全体で推進する体制づくり	53
(1)	区民の役割	53
(2)	北区の役割	53
(3)	財団の役割	53
3	区民の声を施策に反映する仕組み	54
4	国・都及び関係機関等との連携強化	54
	資料編	55

# 1 策定の趣旨

文化芸術を享受し、文化的な環境の中で生きることが、区民の生活に欠かせない要素のひとつです。文化芸術は、人々の創造性をはぐくむとともに、人と人との心のつながり、相互に尊重しあう心豊かな社会の土台となるものでもあり、これは、いつの時代においても変わりありません。

## 第1章

# 策定に あたって

一方で、日本社会は、少子高齢化・人口減少社会の到来やグローバル化の一層の進展などにより、大きく変化しつつあり、北区も例外ではありません。

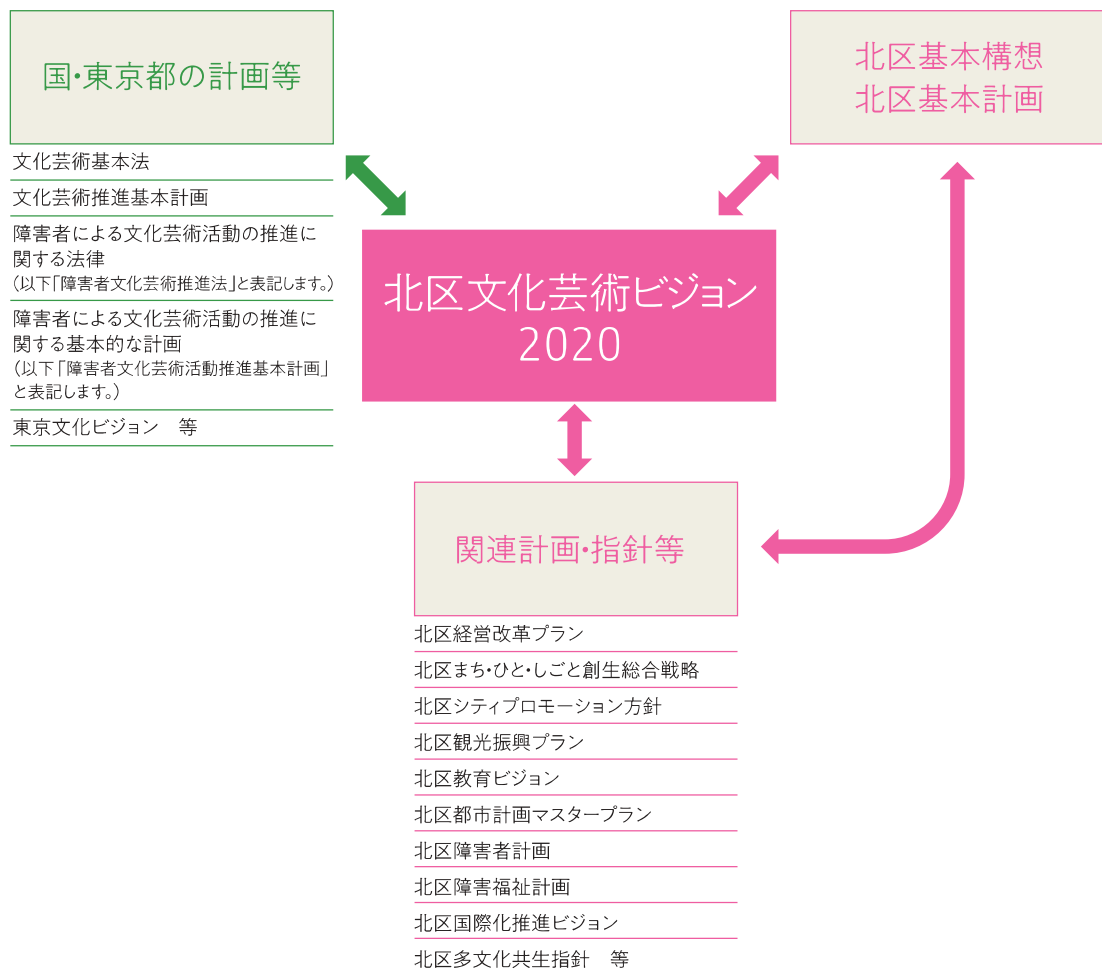
世界的にも環境や貧困、差別などの課題が大きく取り上げられ、平成27(2015)年9月の国連サミットにおいて持続可能な開発目標(SDGs)が採択され、「地球上の誰一人として取り残さない」ことを誓うなど、多様性や包摂性の視点が重要となっています。

そうした中で、だれもが相互に人格と個性を尊重し、支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会を目指すことも、重要な課題となっています。

我が国の文化芸術に関する政策は、文化芸術単体の振興だけを目的とするものから、文化芸術が社会・経済に与える価値を含めて考え、教育、福祉、産業、観光、スポーツ、まちづくり、国際交流などの各関連分野における施策との有機的な連携を含めて推進するものへと大きく変化しています。

「北区文化芸術ビジョン2020」(以下「本ビジョン」と表記します。)は、平成16(2004)年に策定した「北区文化芸術振興ビジョン」(以下「振興ビジョン」と表記します。)をもとに、社会環境変化、区の現状、国の政策などを踏まえて、これからの時代に相応しい内容に改めたものです。

## 2 本ビジョンの位置づけ



本ビジョンは、区の文化芸術推進施策の個別計画立案及び事業実施の基本となるものであるとともに、文化芸術の主たる担い手である区民はもとより、公益財団法人北区文化振興財団（以下「財団」と表記します。）、文化団体、NPO、ボランティア団体や企業など、北区で活動する各主体が文化芸術の推進を図るうえで拠りどころになるものです。

本ビジョンは、区の将来像を描いた「北区基本構想」及びそれに基づく「北区基本計画」を上位計画とし、国や東京都の計画の動向を踏まえるとともに、関連分野の個別計画や指針等と整合性を確保しながら進めます。



## 3 本ビジョンの期間

本ビジョンでは、令和2(2020)年に始まり、概ね10年間(～2030年)を見据えた北区の文化芸術に関する基本方針を定めます。

策定後は、社会情勢の変化や、施策の効果等に関する評価を踏まえて、柔軟かつ適切に見直しを行います。

## 4 文化芸術の範囲

具体的な文化芸術の範囲については、文化芸術基本法の各条の定義に基づき、下表を主な対象とします。

- 
- ① 文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊  
その他の芸術(第8条)。

---

  - ② 映画、漫画、アニメーション及びコンピュータ  
その他の電子機器等を利用したメディア芸術(第9条)。

---

  - ③ 雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊  
その他の我が国古来の伝統芸能(第10条)。

---

  - ④ 講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱  
その他の芸能(第11条)。

---

  - ⑤ 生活文化(茶道、華道、書道、食文化  
その他の生活に係る文化)等(第12条)。

---

  - ⑥ 有形及び無形の文化財並びにその保存技術(第13条)。

---



## 第2章

# 文化施策の 経過及び 国・都の動向

## 1 北区の文化行政の 主な経過

北区では、振興ビジョン策定以前から、北とぴあの建設を契機とした様々な文化施策を展開してきました。主な経過は次のとおりです。



昭和63年	1988年 4月	財団法人 北区文化振興財団の設立	北区の外郭団体として、財団主催の文化事業等を開始。
平成元年	1989年	「北彫展」開始	著名な彫刻家である川崎普照氏(日本芸術院会員)をはじめ、北区にゆかりのある彫刻家の作品を展示。
平成2年	1990年	「北とぴあ」開館	産業と文化の拠点施設として、多彩な文化事業がスタート。
平成4年	1992年	「北区伝統工芸保存会」発足	歴史ある伝統的な技法や技術を継承し、その熟練した技と伝統工芸品に親しんでもらうため、「北区伝統工芸展」を毎年秋に開催。
平成5年	1993年	「田端文士村記念館」開設	田端で活躍した文士・芸術家の功績を通じて「田端文士芸術家村」という歴史を、後世に継承していくことを目的として設立。
平成6年	1994年	「北区つかこうへい劇団」 結成	つかこうへい氏(1948-2010年)との協働で運営。同氏が平成22(2010)年に逝去され、平成23(2011)年に解散。
平成7年	1995年	奥山峰石氏が重要無形文化財 「鍛金」保持者(人間国宝)に認定	
平成7年	1995年	「北とぴあ国際音楽祭」開始	「古楽」「現代」「区民参加」をコンセプトとして開始。現在は古楽から現代までの多様なクラシック音楽の祭典として毎年秋に開催。
平成10年	1998年	「北区飛鳥山博物館」開館	隣接する「紙の博物館」及び「渋沢史料館」とともに、「飛鳥山3つの博物館」として開館。
平成14年	2002年	「(仮称)彫刻アトリエ館」開設	彫刻家北村治禰氏(1915-2001年)のご遺族から寄贈を受けて開設。
平成14年	2002年	北区内田康夫 ミステリー文学賞創設	北区の知名度を高め文化的イメージを強めるため、北区アンバサダーの作家内田康夫氏(1934-2018年)の協力により創設。内田康夫氏の作品「浅見光彦シリーズ」には北区が度々登場。
平成16年	2004年	「振興ビジョン」策定	21世紀に相応しい方針を定め、計画的に文化芸術振興を図るため策定。
平成17年	2005年	「北区ふるさと農家体験館」 開設	北区有形文化財に登録されている旧松澤家住宅を移築して開設。
平成20年	2008年	「中央図書館」開設	北区の近代遺産である赤レンガ倉庫を建物の一部として利用。
平成21年	2009年	中央図書館の建物が グッドデザイン賞を受賞	歴史的建造物を活用した優れた建築を評価。
平成22年	2010年	飛鳥山博物館内に 「飛鳥山アートギャラリー」開設	奥山峰石氏や大野五郎氏(1910-2006年)の作品など北区で所蔵する美術工芸品の展示。
平成25年	2013年	「ドナルド・キーン コレクションコーナー」開設	北区の名誉区民である日本文学研究者のドナルド・キーン氏(1922-2019年)から書籍や絵画の寄贈を受け、中央図書館に開設。
平成27年	2015年	東京都北区文化芸術活動拠点 (以下「ココキタ」と表記します。)開設	
平成30年	2018年	「TOKYO 北区のKITAみち」 刊行	「～目で見える北区の歴史～」を副題に「北区の歴史 はじめの一步」(全7冊)を北区全域版として1冊にまとめた書籍を中央図書館で編集。

## 2 振興ビジョンに基づく これまでの取組み

平成16(2004)年6月に策定した「振興ビジョン」では、「一人ひとりがいきいきと活動する文化の香り高いまち」を将来像に、「つくる」「そだてる」「ひろげる」「ささえる」の4つの柱から、北区の文化芸術を振興していく指針を掲げ、文化事業を展開してきました。振興ビジョンの施策体系に基づきながら、これまでの取組みについて以下のとおり総括します。

### (1) つくる

地域の個性を活かした文化芸術の創造

具体化の方向	①北区らしい 個性的な文化芸術の創造
	②地域における 文化芸術の創造活動
	③文化芸術創造のための 環境づくり
主な取組み	
北彫展	北区ゆかりの彫刻家を中心に、毎年、開催。
北とぴあ国際音楽祭	「古楽」という独自のコンセプトで開催。
北区内田康夫ミステリー文学賞	
舞台芸術創造支援事業	良質な演劇公演を北とぴあに誘導するために実施。
(仮称) 芥川龍之介記念館 の整備	芥川龍之介(1892-1927年)が大正3(1914)年から昭和2(1927)年に亡くなるまで居住した田端の旧居跡地の一部を区が購入し、芥川龍之介の名を冠し業績を顕彰する施設として、日本で初となる記念館開設に向け整備中。

## (2) そだてる

北区らしい文化芸術活動の発展・支援

具体化の方向	①高い専門性や 資質を持つ人材への支援
	②地域における 文化芸術活動の発展と支援
	③区民の 文化芸術活動の発展
主な取組み	
まちかどコンサート	ふれあい館等、身近な施設でプロのアーティストによる演奏会を無料で実施。
子ども文化教室	小学生から高校卒業まで、彫塑・落語・日本舞踊・鍛金・雅楽の5分野を区内在住の一流のアーティストから本格的に学ぶ教室。
文化センターにおける 入門教室等	生涯学習の観点から、様々な文化芸術の入門教室等を指定管理者が開催。
北区版アーティスト バンク創設	ココキタで活動する若手アーティストの情報を集めて公開。
文化団体への支援	広く区民に対し、文化芸術に触れる機会を提供している北区民オーケストラや北区民混声合唱団等の活動支援とともに、北区文化芸術祭などを通じた文化団体への支援を実施。

## 芥川龍之介「田端の家」

数多くの名作が生まれた田端の龍之介の書斎は、日当たりの良い2階の8畳間でした。書斎では、執筆活動はもちろん、室生犀星、菊池寛などの友人や、新聞・雑誌記者も集まり、まるで文学サロンのようであったといえます。

大正7(1918)年、龍之介は結婚し、しばらく鎌倉で新婚生活を送った後、田端に戻り、養父母、伯母と暮らすようになります。翌年には長男・比呂志(のちの俳優)、大正11(1922)年に次男・多加志、大正14(1925)年に三男・也寸志(のちの作曲家)が誕生し、3人の子どもに恵まれました。8人の大家族が住む田端の家は、さぞ賑やかであったと想像できます。

龍之介の公私の拠点となったその土地に建設予定の(仮称)芥川龍之介記念館。龍之介の生きた時代、創作を支えた雰囲気を感じられる施設を目指すとともに、田端エリアの魅力発信に寄与していきます。



芥川龍之介「田端の家」復元模型

### (3) ひろげる

多くの文化芸術に触れる機会の拡大

- 具体化の方向
- ①文化芸術に触れる機会の充実
  - ②身近に文化芸術に親しむことができる環境の充実
  - ③地域における文化芸術の発表機会の充実

#### 主な取組み

北とびあホール事業	クラシック、伝統芸能、ポピュラー音楽、落語、演劇などの公演を展開。
北とびあ演劇祭	北区を拠点とするアマチュア演劇団体に発表の場を提供し、創造活動を支援。
北区飛鳥山博物館における展示等	多彩な企画展や講座、常設展示の継続的な更新、モバイル機器を活用した解説補助の実施、ぐるっとバス事業への参加。
障害者作品展の開催等	障害者福祉センターでの障害者作品展や障害者団体等による作品展示などを開催。
スクールコンサート等の開催	子どもの文化芸術に親しむ機会として、小中学校にアーティストを派遣する「スクールコンサート」や、教育委員会主催の「音楽鑑賞教室」など、子どもやファミリー向けの企画を実施。
王子カルチャーロード・ギャラリー、北とびあ区民プラザなどの活用	多くの人が行き交う共用スペースで作品展示等を実施。

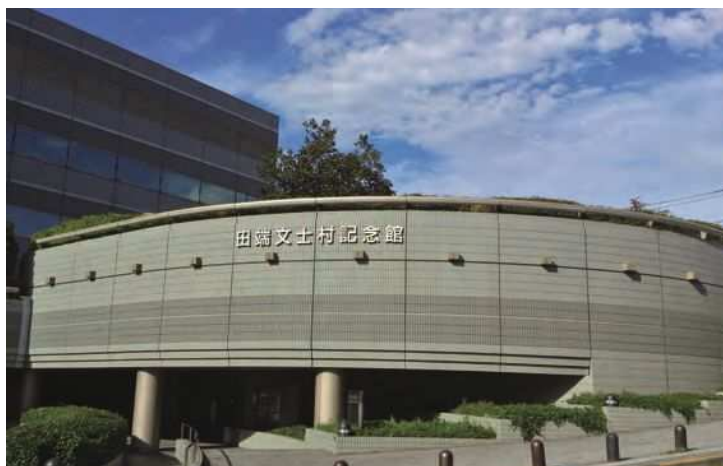


子ども文化教室(鍛金)

## (4) ささえる

### 文化芸術を支える仕組みの構築

具体化の方向	①文化芸術活動の 拠点の整備
	②文化芸術をつなぐ 情報網の整備
	③新たな協働による 文化芸術の振興
主な取組み	
指定管理者制度 の導入	北とびあ、赤羽会館、滝野川会館及び文化センターなどに、指定管理者制度を導入し、指定管理者による自主事業として文化事業を実施。
施設の改修	建物の耐震工事とともに、トイレ洋式化やバリアフリー対策など、多くの方が安心して利用できるための改修工事を実施。
田端文士村記念館	芥川龍之介や板谷波山(1872-1963年)をはじめとする田端ゆかりの文士・芸術家たちの作品等を展示するとともに、講演会や散策会を通じて業績や暮らしぶりなどを紹介。
情報網の整備	北区ホームページや財団ホームページ、SNSなどを通じた情報発信や、情報紙「エンジョイ北区」の発行、会員組織「ほくとびあメンバーズ」など、情報網を整備。
協働体制の整備	演劇関係を中心に財団と関係団体の情報交換会を開催。
ココキタの開設	「文化の創造と人々の交流を育むまち」をコンセプトに、区民の文化芸術活動を応援する施設として開設。



田端文士村記念館

# 3 国や東京都における最近の動向

## (1) 国の動向

平成29(2017)年6月に「文化芸術振興基本法」を抜本的に改正し、「文化芸術基本法」(以下「基本法」と表記します。)が成立しました。

基本法第4条「地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」として、地方公共団体の責務が規定されました。

基本法の施行により、平成30(2018)年3月には、同法に基づく「第1期文化芸術推進基本計画」(以下「国の基本計画」と表記します。)を策定しました。

### ①基本法の特徴

基本法では、総則における理念を大きく変更した点が特徴として挙げられます。具体的には下記の4点が改められています。

---

**ア 「年齢、障害の有無又は経済的な状況」にかかわらず等しく文化芸術の鑑賞等ができる環境の整備**

---

**イ 我が国及び「世界」において文化芸術活動が活発に行われる環境を醸成**

---

**ウ 児童生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性**

---

**エ 観光、まちづくり、国際交流などの各関連分野における施策との有機的な連携**

---

※共生社会の推進

上記アについては、平成30(2018)年6月に「障害者の文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されたほか、内閣府による共生社会の推進施策の展開や、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「東京2020大会」と表記します。)の基本コンセプトのひとつに「多様性と調和」(人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治、障がいの有無などあらゆる面での違いを肯定し、自然に受け入れ、互いに認め合うこと)が定められるなど、多様な人々が共生する社会(多様性社会)に向けた取組みが重要となっています。



## ②国の基本計画

平成30(2018)年に策定された国の基本計画では、基本法の考え方に基づき、文化芸術の持つ価値を「本質的価値」(文化芸術が本来的に有する価値)と、「社会・経済的価値」(本質的価値によって生み出される価値)の2つに分けて整理しています。

本ビジョンでも、この考え方に従って、文化芸術を捉えます。

### 本質的価値

- ・ 文化芸術は、豊かな人間性を涵養<sup>かんよう</sup>し、創造力と感性を育む等、人間が人間らしく生きるための糧となるものであること。
- ・ 文化芸術は、国際化が進展する中において、個人の自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものであること。

### 社会・経済的価値

- ・ 文化芸術は、他者と共感し合う心を通じて意思疎通を密なものとし、人間相互の理解を促進する等、個々人が共に生きる地域社会の基盤を形成するものであること。
- ・ 文化芸術は、新たな需要や高い付加価値を生み出し、質の高い経済活動を実現するものであること。
- ・ 文化芸術は、科学技術の発展と情報化の進展が目覚ましい現代社会において、人間尊重の価値観に基づく人類の真の発展に貢献するものであること。
- ・ 文化芸術は、文化の多様性を維持し、世界平和の礎となるものであること。

また、それぞれの価値に応じた戦略を3つ挙げていますが、その中では、文化庁の施策に限定せず、他省庁の施策を、関連施策として多数明示しています。例えば、障害者芸術活動や児童福祉文化財については厚生労働省、訪日プロモーションについては観光庁、和食文化の発信については農林水産省が主管してきた政策に文化庁が協力し、文化芸術活動の社会・経済的価値の推進を図るものとなっています。

本ビジョンの策定にあたっては、こうした国の基本計画における考え方を踏まえます。

### ③障害者文化芸術推進法の基本理念等

#### 基本理念

第3条第1項で定める以下の3つの基本理念を基本的な視点とし、具体的な施策に取り組むこととしています。

#### (1) 障害者による文化芸術活動の幅広い促進

#### (2) 障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援の強化

#### (3) 地域における、障害者の作品等の発表、交流の促進による、心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現

また、同条第2項では、「障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を講ずる場合、その内容に応じ、障害者による文化芸術活動を特に対象とする措置が講ぜられ、又は文化芸術の振興に関する一般的な措置の実施において障害者による特別な配慮がなされなければならないこと。」を規定しています。

第5条では、地方公共団体の責務として「地方公共団体は、基本理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有すること。」と規定しています。



#### ④障害者文化芸術活動推進基本計画(施策の方向性)

文部科学省及び厚生労働省において、平成31(2019)年3月に、平成31(2019)～34(2022)年度を対象期間とし、障害者文化芸術推進法第7条に基づき、障害者基本法及び文化芸術基本法の理念や方針を踏まえ策定されました。

施策の方向性は以下のとおりです。

##### 施策の方向性

- (1) 鑑賞機会の拡大  
障害特性に応じた利用しやすい環境整備の推進 等
- (2) 創造機会の拡大  
創造活動の場と障害者をつなぐ人材の育成 等
- (3) 作品等の発表の機会の確保  
発表の場の創出・充実
- (4) 芸術上価値が高い作品等の評価等  
作品や活動等の情報収集・発信 等
- (5) 権利保護の推進  
研修、相談などの環境整備等
- (6) 芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援
- (7) 文化芸術活動を通じた交流の促進  
文化、福祉、教育等の各分野の連携・交流 等
- (8) 相談体制の整備等
- (9) 人材の育成等  
障害者の活動を理解し支援等を行う人材の育成・教育 等
- (10) 情報の収集等
- (11) 関係者の連携協力

## (2) 東京都の動向

東京都では、平成27（2015）年3月に、東京2020大会の開催やその先を見据えた今後の芸術文化振興における基本指針となる「東京文化ビジョン」を策定しています。

その中で、世界に提示する文化戦略として、下記の8つを掲げ、取組みを推進しています。

- ① 伝統と現代が共存・融合する東京の独自性と多様性を追求し、世界発信
- ② 多彩な文化拠点の魅力向上により、芸術文化都市東京の発信力を強化
- ③ あらゆる人が芸術文化を享受できる社会基盤を構築
- ④ 新進若手を中心に多彩な人材を国内外から発掘・育成、新たな創造とビジネスのチャンスを提供
- ⑤ 都市外交を基軸に芸術文化交流を促進し、国際的な競争力を高める
- ⑥ 教育、福祉、地域振興等、社会や都市の課題に、芸術文化の力を活用
- ⑦ 先端技術と芸術文化との融合により創造産業を発展させ、変革を創出
- ⑧ 東京が持つ芸術文化の力で、都市力を引き出し史上最高の文化プログラムを実現



都電荒川線  
(東京さくらトラム)

# 北区の 現状と課題

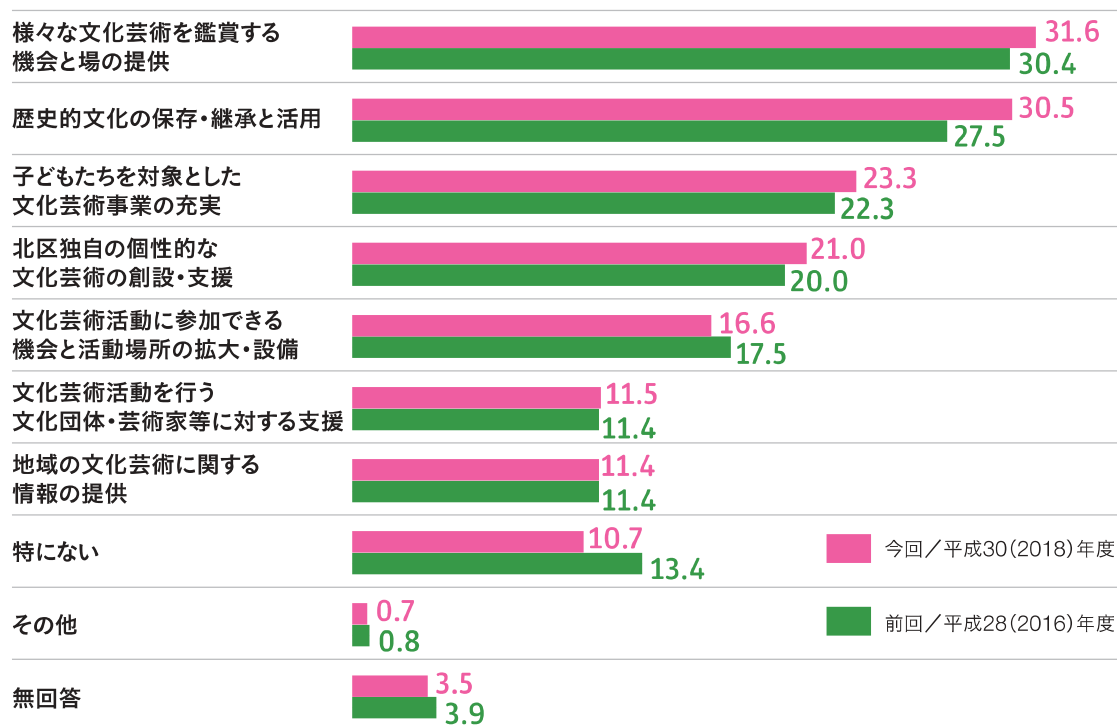


## 1 文化芸術に関する 区民の意識

### (1) 北区民意識意向調査

地域の文化振興のため、区が力を入れるべきだと思うことは何かという設問に対して、「様々な文化芸術を鑑賞する機会と場の提供」という回答が3割を超えて最も多くなっています。次いで、「歴史的文化の保存・継承と活用」、「子どもたちを対象とした文化芸術事業の充実」、「北区独自の個性的な文化芸術の創造・支援」の順で続いています。

### 地域文化振興のための重点施策

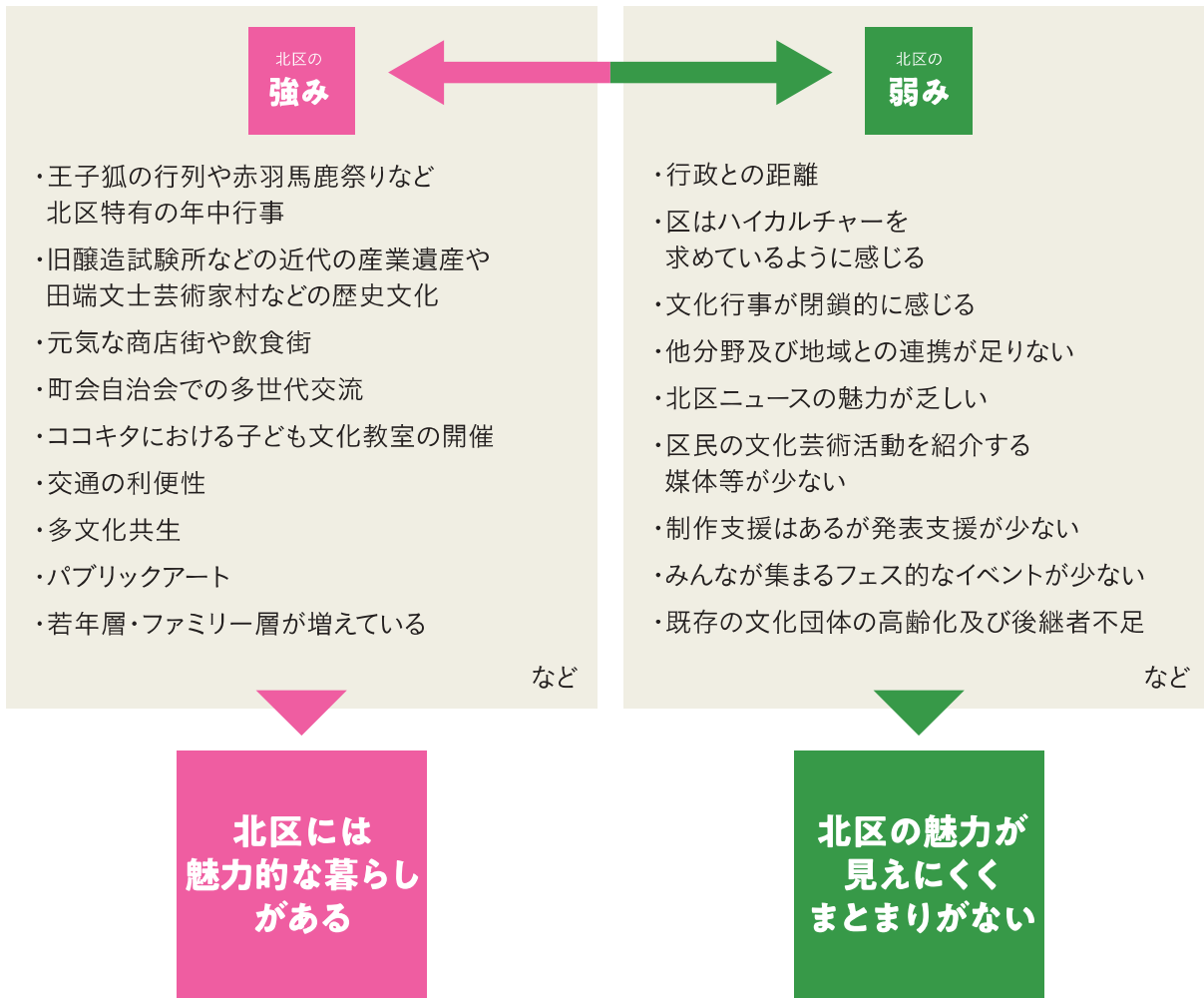


出典：北区民意識意向調査  
(平成30(2018)年度)より

(%) 0 10 20 30

## (2) 文化芸術に関わる区民・関係者の声

北区文化芸術ビジョン検討委員会ワークショップ、及び、文化団体やレジデンスアーティストインタビューでは、北区の「強み」と「弱み」について意見聴取を行い、下記の図のとおり整理しました。



上の図から、北区、区民、文化団体など様々な主体が北区特有の魅力を「強み」と捉え、「強み」を伸ばすとともに、「弱み」とする情報発信や連携の発展に力を入れる、ということが言及されました。

## レジデンスアーティスト

ココキタ3階フロアは、若手アーティストが制作に打ち込むためのアトリエです。彼らはココキタに居住こそしていませんが、ココキタに制作の拠点を構えています。

ジャンルは、演劇、パフォーマンスアート、メディアアート、障害者アートや金属工芸など多岐にわたります。各々の部屋で制作に打ち込みながら地域との結びつきを模索しており、年1回開催される「ココキタまつり」では、ワークショップや展示を通して活動の成果を披露しています。

### (3) 北区外国人人口(登録者数)の推移

令和2(2020)年1月1日現在、北区の外国人人口は2万3千人を超え、人口の約6%を占めており、様々な国籍の人が住んでいます。

(単位:人)

国名	2001年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
中国	5,453	9,108	10,029	10,411	11,324	12,287
韓国・朝鮮	3,208	2,646	2,667	2,613	2,698	2,727
フィリピン	762	786	798	828	863	830
ミャンマー	247	778	849	995	1,038	1,015
バングラデシュ	304	756	944	1,191	1,222	1,043
米国	130	200	227	229	247	262
タイ	100	157	166	172	190	206
ネパール	-	752	1,014	1,265	1,342	1,286
ベトナム	-	1,156	1,556	1,752	2,008	2,099
その他	1,089	1,270	1,302	1,498	1,689	1,795
外国人人口	11,293	17,609	19,552	20,954	22,621	23,550
日本人人口	317,127	323,643	325,597	327,076	329,355	330,358
総人口	328,420	341,252	345,149	348,030	351,976	353,908

出典: 北区ホームページより  
1月1日現在の人口推移

北区人口推計調査報告書(平成30(2018)年3月)では、外国人人口は令和20(2038)年まで増加が続き、約3万人に達する見込みです。

## 2 北区の現状からみた 今後の課題

### (1) 文化芸術活動の裾野の拡大

大きな課題の1点目は、子どもから高齢者まで、幅広い年代の文化芸術に対する関心を呼び起こし、障害のある人や外国人等に配慮しながら文化芸術に触れる機会を提供し、より一層、多くの人たちが夢を持ち感動し、いきがいを感じられるよう、活動の裾野を広げていくことです。

基本法では、「文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利である」とともに、「国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく」文化芸術の機会を享受することが基本理念としてうたわれています。また、文化芸術は、人々が文化芸術の場に参加する機会を通じて、多様な価値観を尊重し、他者との相互理解を深めるという社会包摂の機能を有しています。

こうしたことから、子どもから高齢者まで、障害のある人や外国人など、だれもが生涯を通じて文化芸術活動に触れられる機会が享受できるよう環境を整えることが望まれています。

近年の傾向として、知名度が高いアーティストの公演に観客が集中していること、文化拠点施設の利用者が固定化していること、ホール事業などの入場者数が伸び悩んでいること、会員の高齢化に伴い会員数が減少している文化団体が多くみられることなどを踏まえ、文化芸術活動の裾野を広げることが喫緊の課題です。

また、個人では活動に参加しづらい傾向にあるため、情報発信を通じて文化団体への加入を誘導するなど、文化芸術の推進に向け、個人・団体双方の意識啓発も



大切です。

さらに、既存の文化団体への新規加入とあわせて、新たな文化団体の設立を促すことが重要です。

## (2) 文化資源の掘り起こしと情報発信

大きな課題の2点目として、特色ある地域文化の掘り起こしが十分でない点が挙げられます。

北区には、江戸時代以前から、街道筋・行楽地として栄え、歴史的な文化や文化財、伝統的な生活文化があります。

近代では、飛鳥山公園内に、日本の近代経済社会の基礎を築き「日本資本主義の父」と言われた渋沢栄一(1840-1931年)の邸宅跡である旧渋沢庭園や、旧醸造試験所第一工場などの産業遺産、そして、田端文士芸術家村に代表される“文化のまち”としての蓄積など、豊かな歴史文化を培ってきました。

一方で、鉄道、道路、公園、水辺等がある景観とともに、北区は住宅地として、かつ、赤羽・十条駅周辺の多数の商店街などの特色ある商業集積地があるまちとして、今も発展を続けています。

また、赤羽馬鹿祭り、王子狐の行列、北区さくらSA＊KASO祭り、北区花火会など、地域団体等によるイベントがまちを彩っていることも魅力です。

さらに、目の不自由な人も、耳の不自由な人も、だれもが一緒に映画を楽しめる日本初のユニバーサルシアター CINEMA Chupki TABATAや、大衆演劇の劇場である篠原演芸場など、特色のある施設も少なくありません。

このように、区内には多彩な文化資源がありますが、必ずしも区内外の認知度は高いとは言えません。

また、区内には、まだあまり知られていない、地域の中で受け継がれてきた歴史文化や伝統芸能なども存在します。

だれもが多彩な文化に触れるため、潜在している文化資源を掘り起こし、これらの文化資源とあわせて、広く情報発信することが求められます。



かつての文芸作家の居住地を示した田端散策マップ

### (3) 地域で活動する多様な主体の連携・交流

大きな課題の3点目として、多様な主体による文化芸術支援のためのネットワークを構築するため、区や財団が区民との協働を推進するとともに、地域で活動する文化団体をはじめ、産業団体、東京北区観光協会、国・都の関係機関、大学・高校、NPO及び企業などが一体的に連携し、文化芸術を推進することが挙げられます。

現状では、芸術家や文化団体による交流は、特定の団体や特定のジャンルの交流に留まっていますが、アーティスト同士の創造的な交流により、文化の香り高いまちとして、一層の充実が図られます。

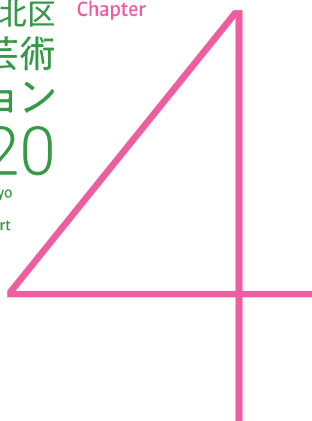
そこで、区内の文化団体同士や、文化団体と区民をつなげていくコーディネーター的な人材の発掘と活用が求められています。

また、演芸場、小劇場、ライブハウス、ギャラリー、音楽スタジオなどの地域の文化資源と連携を図り、様々な活動の場を区民に紹介していく必要があります。

その結果として、文化芸術活動の場の確保や鑑賞機会の拡大につながり、区民主体の文化芸術活動がより活発化するとともに、情報発信拠点の充実、地域コミュニティの形成などが図られます。



篠原演芸場



## 第4章

# 基本的な 考え方

これからの北区の文化芸術の推進に関して、以下のとおり基本的な考え方を定めます。本ビジョンが「北区基本構想」及び「北区基本計画」に規定された分野別の基本方針であることに鑑み、構想及び計画の内容を踏まえたものとなっています。

## 1 基本理念と将来像

### (1) 基本理念

グローバル時代にあっても、わたしたちの国や地域が育てた固有の文化を誇りに思い、大切にすることが重要です。

北区に根ざした生活や産業、伝統により育まれた貴重な文化を誇りにし継承しながら、区民の創意あふれる文化芸術活動を通じて、文化の香り高く、にぎわいのあるまちをつくります。

区は、区民の主体的な文化芸術活動を支援して、区民とともに個性的な地域文化を創造し、北区の魅力として発信します。そして、北区を誇りに思う区民の意識（シビックプライド）を育み、地域固有の歴史的文化の継承と活用を図ります。

### (2) 将来像

上記の基本理念を踏まえ、下記に示す将来像を目指します。

だれもが いきいきと活動できる  
文化の香り高いまち 北区

## 2 基本目標

### (1) すべての区民が文化芸術に触れ、 いきがいを感じて活動する

すべての区民や団体が、北区独自の文化の創造や継承、それを通じた交流に携わり、いきがいを感しながら積極的に参加し、区民相互・区内の団体相互による連携等を推進します。

### (2) 歴史的な文化の継承とともに、 新たな文化を創造する

区民が地域に根付いた歴史及び文化資源を継承しながら、時代にふさわしい新たな文化芸術を創造できるようにします。新たな文化芸術には、潜在していた歴史的な伝統文化も含まれます。

### (3) 区内外に北区らしい文化芸術を発信し、 地域ブランド力を向上させる

北区における多彩な文化芸術を区内外に広く発信し、北区のブランド力を向上していきます。多様な主体と連携して文化芸術の奥行きを広げ、北区がより一層「住みたくなるまち」になるよう、より多くの人々の興味・関心を惹きつけます。

## 3 具体化への視点

### (1) 区民主体の文化芸術活動への支援

文化芸術の発展のためには、まちづくりの主役である区民一人ひとりが文化芸術活動に積極的に取り組み、北区ならではの歴史的な文化を継承していくことが極めて重要です。

こうした活動を推進していくため、区民や区内の団体などが、文化芸術の創造活動や歴史文化の継承活動に、これまで以上に幅広く参画できるよう、施策の展

開と工夫に取り組みます。参画の拡大にあたっては、創造活動に加え、企画・運営などへの参加や、鑑賞・体験や技能向上など、区民の活躍につながる多彩な機会を提供します。

## (2) 質の高い文化芸術の提供と発信

文化芸術に触れることで、人は感動し、心豊かになり、生活に潤いが生まれます。

北区はこれまでも、バロック・オペラの上演で全国的な知名度を誇る「北とびあ国際音楽祭」や、芸術性の高い作品を鑑賞することのできる「北彫展」、人気歌舞伎俳優が登場して、毎回多くのファンを魅了する「松竹大歌舞伎」など、様々な事業を展開してきました。

区民だれもが身近で親しみやすく、質の高い文化芸術に触れるきっかけとなるような機会を提供し、広く発信していきます。

## (3) 多様性社会にふさわしい文化芸術の推進

性別や年齢、仕事や家事・介護の状況、健康状態、障害の有無、国籍や日本語能力の違いなどに関わらず、だれもが文化芸術に触れ、参加し、担い手となり、活動し、交流できるようにしていくことが重要です。

多様な人々がお互いを尊重しながら、ともに文化芸術に親しむことで、相互理解を深めるきっかけとなるよう文化施策を推進します。

## (4) 文化芸術の枠組みを超えた連携の推進

文化芸術活動には、地域の発展やコミュニティの活性化につながる価値があります。区民や区内の団体などが連携して、子育てや教育、福祉、産業、観光、まちづくり、異文化交流など、各分野を超えて多様な領域における文化芸術の活用を進めます。

そして、既存の文化芸術の枠組みを超え、多様な主体との連携・協働の強化を図り、地域の文化資源を相互につなぎながら、人々の回遊性を高め、まちのにぎわいを創出していきます。